

特許関連料金体系の見直しについて

平成15年2月
経済産業省
特許庁

I. 今回の料金体系見直しの内容

1. 料金の改定

出願者間の費用負担不均衡の是正と、適正な審査請求行動の促進の観点から、出願料及び特許料を減額、審査請求料を増額し、同時に特許一件当たりの総費用を低減する。

(1) 料金改定の内容

出願料 2.1万円 → 1.6万円

審査請求料 8万4千3百円 + 2千円 × 請求項数
16万8千6百円 + 4千円 × 請求項数

特許料 平均的出願で約2分の1の負担軽減となる。

(2) 平均的出願(請求項数7.6項、維持期間9年)における新旧料金比較

| | 出願料 | 審査請求料 | 特許料 | 合計 |
|-----------|--------|---------|---------|---------|
| 現行料金(旧料金) | 2.10万円 | 9.95万円 | 35.62万円 | 47.67万円 |
| 改定料金(新料金) | 1.60万円 | 19.90万円 | 16.66万円 | 38.16万円 |

2001年出願の平均値

2. 取下げ返還制度の導入

審査待ちの期間中に出願を取下げた場合に、審査請求料を1/2返還する制度を導入する。(改定料金適用出願のみならず、現行料金適用出願にも前倒し適用。)

3. 影響緩和策

現行料金から改定料金への移行期には、審査請求料の引上げによる負担増が、特許料引下げによる負担減効果に先行して生じるため、円滑な移行のための影響緩和策を導入する。

改定特許料の前倒し適用

今回の改定料金は、原則として、施行日以後になされた出願に適用されるが、改定特許料についてのみ、施行日以後に審査請求される出願全てに対して、引下げ後の低額な改定特許料を適用することで、施行日前の一部の出願についても、先行的に改定特許料が適用されることとなるため、減額効果の早期化が可能となる。(別紙1参照)

4. 中小企業等に対する減免措置の拡充

別紙2参照

．今後検討すべき課題

今後は、先行技術調査の充実に向けて、以下の点について検討を行うことが必要。

1．民間調査機関の育成

今後、出願人側における、先行技術調査の一層の充実が期待されており、このためには、民間調査機関による先行技術調査のための体制・能力の強化が必要である。民間調査機関の育成により、多様な先行技術調査ビジネスの拡大や競争による質及び効率性の向上の促進が期待される。

これまで、特許庁では、庁保有データベースのデータの実費コストのみでの提供、特許審査官の先行技術調査の情報やノウハウの公開等を行ってきたが、今後も、民間調査機関の活動実態、出願人の具体的な調査ニーズ等の把握を行いつつ、弁理士の果たす役割との関係も含め、さらに講ずるべき施策の方向について検討を進める。

また、現在、特許審査における先行技術調査業務のアウトソーシング先として、(財)工業所有権協力センターが指定調査機関となっているが、現状でも十分な処理能力が確保されていないため、指定調査機関の公益法人限定の見直し等、優れた民間調査機関の新規参入を促進するための環境整備を検討する。

2．先行技術調査サービスの提供制度の整備

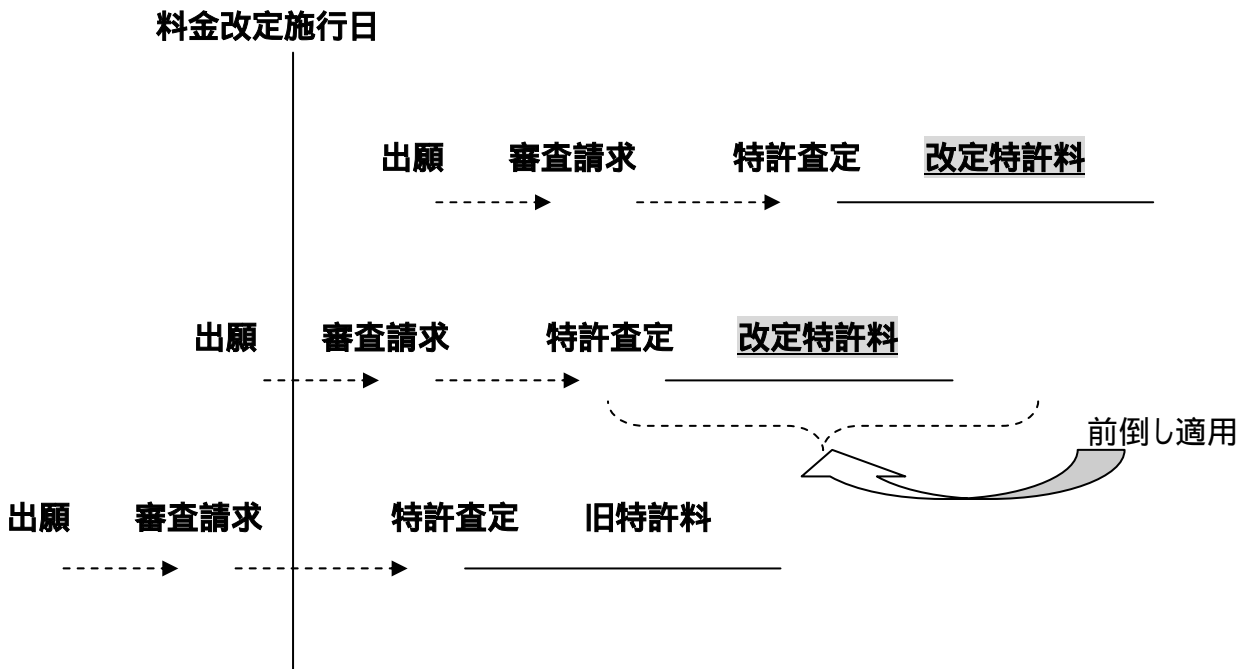
中小企業や大学等がより良い先行技術調査の結果が得られる環境を整備する観点から、これら出願人が特許庁に要請した場合に、特許庁がその調査能力に対して十分な信頼性を認めた民間調査機関に先行技術調査を行わせるサービスを行い、その報告書をもとに中小企業等が審査請求の要否を自ら判断できる体制の整備について検討する。

また、併せて、民間調査機関の質・量両面での充実の状況をみながら、将来的には、特許庁が信頼性を認めた民間調査機関による調査報告書が添付されている場合に、審査請求料を減額する制度の導入についても、検討を行う必要がある。

改定特許料の前倒し適用について

1. 概念図

黒 (): 現行料金適用
 白 (): 改定料金適用



2. 料金比較

(影響緩和後)

| | 出願料 | 審査請求料 | 特許料 | 合計 |
|------------|--------|---------|---------|---------|
| 施行日以後の出願 | 1.60万円 | 19.90万円 | 16.66万円 | 38.16万円 |
| 施行日以後の審査請求 | 2.10万円 | 9.95万円 | 16.66万円 | 28.71万円 |
| 施行日以前の出願 | 2.10万円 | 9.95万円 | 35.62万円 | 47.67万円 |

平均的出願(請求項数7.6項、維持期間9年)について試算

施行日以前の出願であっても、審査請求が施行日以後のものには、低額な改定特許料が適用されるため、施行日以後の出願の審査請求による負担が増加するタイミングに合わせて、出願人の負担が緩和されることとなる。

中小企業等に対する減免措置の拡充について

今回の料金改定にあたって、中小企業・個人に対しては、資金力の観点から有用な発明に対する権利取得の障害とならないように、現行料金体系から改定料金体系への移行期における影響緩和策に加えて、従来の料金減免措置を拡充するとともに、中小企業・個人に対する先行技術調査の支援措置を拡充する。具体的な措置は下表のとおり。

| 措置の種類 | 現行の措置 | 措置の拡充 |
|--|---|--|
| 減免対象企業の拡大 特許法 (資力に乏しい法人に対する減免措置) | <p><対象企業の主な要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本金3億円以下 ・ 設立5年以内 ・ 法人税非課税 <p>審査請求料 半額 特許料(1 - 3年)猶予</p> | <p>設立「5年以内」要件を、「10年以内」に拡大することを検討。(政令改正)</p> |
| 産業技術力強化法 (研究開発型中小企業) | <p>売上高に対する研究開発費の比率が3%以上の研究開発型中小企業を対象</p> <p>審査請求料 半額 特許料(1 - 3年)半額</p> | <p>以下の中小企業の技術開発を支援する法における支援措置に関連する出願を行った企業について、新たに減免措置の対象とすることを検討。(政令改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業創造活動促進法認定テーマ数(平成13年度:1,174件、累計:8,765件) ・ 中小企業技術革新制度(SBIR)補助金等交付件数(平成13年度:1,494件、累計:4,044件) ・ 中小企業経営革新支援法承認テーマ数(平成13年度:2,299件、累計:6,241件) |
| 共同出願の場合の料金減免措置 | <p>中小企業等に対する減免措置を受けるためには、対象企業は単独で出願している必要があり、その他の者との共同出願の場合には減免措置の対象となっていない。</p> | <p>対象中小企業と他者(大学や大企業等)の共同出願の場合にも、対象中小企業の持分に依りて料金減免措置の適用を可能とする。(特許法改正)</p> |

| | | |
|---------------------------------|---|--|
| <p>中小企業に対する先行技術調査支援制度の拡充</p> | <p>「実用新案」について、中小企業・個人の依頼により先行技術調査を無料で実施する支援制度を実施。(平成13年度実績 2,522 件、予算額 2億円)</p> | <p>中小企業・個人の依頼により先行技術調査を無料で実施する支援制度を「特許」について創設する。</p> |
| <p>減免措置に関する広報・PRの強化及び手続の簡素化</p> | | <p>各地で行っている初心者説明会、実務者説明会の規模を拡大し、減免措置のPRの場として一層の活用を図る。</p> <p>特許庁HPのリニューアル、中企庁関連のメールマガジンへの記載など、減免措置に関する広報・PR活動を強化する。併せて出願を行う中小企業・個人に対し、減免措置等についての情報を個別に通知する仕組みの導入を行う。</p> <p>減免措置を申請するにあたっての手続きの簡素化については、運用要領の改正等により、財務諸表等書類の簡素化を図ることにより、出願人の利便性を向上させる。</p> |